



謹賀新年



今年も1月12日より3月15日まで確定申告サポート期間が始まるなど忙しい日々が始まりますが、皆様の決算申告に向けて準備はいかがでしょうか。

少し早めにスタートを切って時間的に余裕を持った確定申告を行いましょう。

今年が皆様にとって良い年でありますように

1月から3月までの主なスケジュール

1月 5日(水)	(一社)品川青色申告会 仕事始め (午前9時より)
1月 7日(金)	源泉所得税・預かりサポート終了日
1月12日(水)	決算申告サポート開始 (1月中は来局順)
2月 1日(火)～ 3月 8日(火)	決算申告サポート完全予約制開始
2月11日(金)	建国記念の日(事務局休み)
2月16日(水)～ 3月15日(火)	確定申告期間 青色コーナー設置
2月23日(水)	天皇誕生日(事務局休み)
3月 9日(水)～ 3月15日(火)	決算申告サポート予備日 (来局順)
3月15日(火)	所得税及び復興特別所得税・贈与税 確定申告及び納付期限
3月31日(木)	消費税及び地方消費税 確定申告及び納付期限

※青色申告特別控除65万の適用を受けるためe-Taxの代理送信を利用される方は、3月8日(火)までに決算申告サポートが終了できるよう、予約日前に帳簿チェック等を済ませておくなど時間に余裕を持ったスケジュール設定を行いましょう。

※毎年1月中旬にきゅりあん(品川区民総合区民会館)で行われていた決算ポイント説明会は、昨今の事情をふまえ開催を中止いたしましたのでご注意ください。

青色 ニ ュ ー ス



ホームページ

- 1、決算申告に向けて
- 2、青年部・女性部挨拶
- 3、事務局あいさつ
青色コーナー従事者募集
- 4、仮決算のおすすめ
- 5、申告期の感染対策
- 6、譲渡所得の計算は税務署で
- 8、事務局からのお知らせ

(一社)品川青色申告会
品川区南品川4-2-32
品川税経会館 1階
電話 03(3474)7564(代)
FAX 03(3458)2616

青年部年頭のあいさつ

あけましておめでとうございます
皆様には、幸多き新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。旧年中は大変お世話になりました。まことにありがとうございます。

さて、青年部はおかげさまで昨年結成60周年を迎えることができました。これもひとえに皆様のご支援の賜物と心より感謝しております。つきましては60周年を記念しまして、記念事業を企画いたします。併せて部員の皆様方へ新たな特典を設けますので、ご期待ください。これからも、皆様により一層ご満足いただける活動をめざします。

青年部は、20代から80代まで、50名以上様々な業種の部員がおります。例年、税金、法律や品川区の歴史の勉強会のほか、一人では行きづらい場所(?)への見学会(ボクシングを見に行ったりして)や懇親会を行って、部員同士の親睦を深めています。

青年部という名称ですが、年齢は問いません。また、ご入部いただくことで様々な特典もつきますので、ご興味のある方は是非お問い合わせ下さい。今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年元旦 青年部部长 近森 章宏



女性部年頭のあいさつ

謹啓 あけましておめでとうございます。

旧年中は女性部の活動に格別なご理解ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

女性部は、多様な懇親会・研修会を行うことで部員同士の交流を深めております。直近の活動に関しては12月に少人数であります。研修会を行うことができませんでした。また本会の活動にも積極的に協力しており、今年度より取り扱いはじめた会計ソフト『ツカエル青色申告オンライン』に際し、導入初年度に女性部割の適用を設けるなど会計ソフトの普及支援活動を行っております。

令和4年も状況をみて、女性部部員だけでなく一般会員も幅広くご参加いただける研修会等の活動を企画してまいりたいと思っております。

また、昭和38年に「婦人部」として創立し、令和4年に60周年を迎えるにあたり、祝賀事業等の検討も今後行っていく予定です。

本年も、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。女性部部員一同心よりお願い申し上げます。

敬白

令和4年元旦 女性部部长 飯村 久子



青年部

年会費 3千円

【主な特典】

- ①クラウド型会計ソフト「ツカエル青色申告オンライン」初年度無料
- ②簿記教室などが受講料無料
- ③会計ソフトブルーエイト半年間無料
- ④帳簿印刷サービス割引
- ⑤懇親会費初回割引
- ⑥新特典(令和4年4月開始予定)
・本会ホームページ・部員紹介の無料掲載(業務宣伝可)

その他にも魅力的な特典・企画を行っていきます!

女性部

年会費 千二百円

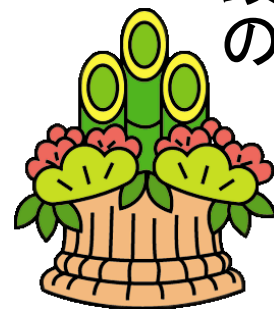
【主な特典】

- ①クラウド型会計ソフト「ツカエル青色申告オンライン」初年度無料
- ②女性部手帳(左の写真)を全部員に対して無料配布



写真は2022年版です

事務局年頭の あいさつ



あけましておめでとうございます。旧年中は事務局運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、事務局において最大の業務である決算・確定申告サポートの時期がまもなく訪れます。会員の皆様にとって確定申告は大変な業務であり、「確定申告が終わるまでは年を超えた気がしない」と多くの会員が口にしていきます。

その張り詰めた中で、提出が終わった瞬間の安堵した皆様の顔を見ると、いかに大事な事のお手伝いをしていくか職員も気付かされます。

本年も感染対策その他課題は山積みですが、「安心」・「正確」・「スピーディー」にサポートできるように努力いたします。

また、より良い事務局を目指すため、ご意見・ご要望等ございましたらお気軽に申し出ください。

本年も皆さんにとってよい年でありますように・・・

事務局一同

青色コーナー 従事者募集

今年も、確定申告期間に品川税務署で青色コーナーの設置が決定いたしました。新しい従事者を募集しておりますので、ご興味のある方はご連絡ください。



初めて方でもスムーズに従事いただけるように、研修会を行うなどサポート体制も充実しております。

青色コーナーって何するの？

・ 税務署に設けられている青色コーナーに出向していただき、専従員と青色申告制度等について説明を行っていただきます。

・ 青色コーナーは、2月16日から3月15日の間の平日に設置されます。

・ 従事時間は午前8時45分から12時、午後は13時から16時30分頃になります。ご都合に合わせて、午前又は午後に従事していただきます

	研 修 会 日 程	場 所
①	令和4年1月26日(水)	(一社)品川青色申告会 3階 会議室
②	2月 4日(金)	
③	2月 9日(水)	

- ・ 3回とも研修内容が異なるため、すべての回に参加することをお勧めします。なお、欠席された場合にご希望の方に当日使用した書類を郵送いたします。
- ・ 研修時間は約1時間から1時間半程度を予定しております。
- ・ 参加ご希望の方は、(一社)品川青色申告会まで

仮決算をお勧めします

仮決算とは

決算申告サポートを受ける3営業日前までに、「決算書の下書き用紙」又は「集計表」に必要な事項を記入した「仮決算書」を下記の3つの方法のいずれか提出することにより、サポート時間の短縮又は決算申告サポート時の優先案内等の優遇措置を受けることが出来るシステムです。

※下書き用紙には、先月号に同封されている用紙、又は当会HPより取得した用紙をご利用ください。

※併せて確定申告に必要な証明書のコピーをご提出いただくと、当日のサポートがさらに短縮できます。

※来局が厳しい方は

ご来局が難しい方は、今年度より新しくメールによる「オンライン確定申告サポート」を受け付けております。

詳しくは、(一社)品川青色申告会HP又は申告会事務局までお問い合わせください。



仮決算のご利用にあたって

1、仮決算書提出前に前回の決算書と比較し、数字の漏れや異常値がないかご確認ください。

2、仮決算書には、「会員番号」

「氏名」「日中の連絡先」を忘れずにご記入ください。

3、直接事務局へご持参される場合は、予約不要です。

受付で、「仮決算書の提出」と、お伝えください。職員が確認してお預かりいたします。

4、メールで提出される方は、左記の事項を記載の上、送信してください。

(1) 件名に「会員番号」「名前」

(2) 本文に以下の内容

①希望する青色申告特別控除金額

②作成が必要な決算書の所得の種類

③日中繋がりがやすい連絡先

郵送先

140-0004
品川区南品川4-2-32
税経会館1階

(一社)品川青色申告会 行

切り取ってご利用ください。

仮決算書の提出方法

(1) 直接事務局へ持参

(2) 事務局へ郵送

(3) メールで送信(※)

※仮決算書の提出専用メールアドレスです。質問等のやり取りは行いません。

また、メール送信後は、

①自動送信による受付

②数日以内に職員

の確認メールの最低2

回メールが送られます。

メールが届かない場合は、

速やかに当会まで

お問い合わせください。

仮決算用メールアドレス【 karikessan@shinagawa-aoiro.gr.jp 】

※ 集計データは画像かPDFで添付して提出してください。

令和3年度分確定申告期
感染対策について

- 1、決算申告サポート開始日を、令和4年1月12日(水)とします。
(1月中は受付順に対応)
- (注) システム更新時期の関係上、税制等改正項目の一部は1月下旬まで対応できない可能性がありますので予めご了承ください。
- 2、事務局閉鎖等の不測の事態を想定し、令和4年3月8日(火)で決算申告サポートを終了し、3月9日(水)からは予備日となります。
- 4、ご自宅で検温を行い、発熱されている方は、発熱後最低1週間程度は来局しないよう厳守して下さい。
- 5、事務局入場時に、手指の消毒と検温をして頂きます。体温が37度5分以上の方は入場できません。
- ※体調不良の方は、体調の回復を優先して下さい。
- ※回復後にご連絡頂ければ、その方の状況に応じた対応方法をご提案しますので、ご安心下さい。
- 6、事務局内ではマスクの着用を厳守して頂きます。
- 7、朝は8時50分より受付を開始いたします。入り口前に受付票がありますので、必要事項を記入して暖かい場所で時間まで待機してください。

- 8、2月以降の予約時期は、受付予約時間より30分以上前のご来局は、避けるようにご協力下さい。
- 9、混雑状況に応じて入場制限等を行うことがあります。
- 10、来局時、ボールペン・鉛筆・消しゴム等の筆記用具をご持参ください。
- 11、最少人数でのご来局にご協力下さい。
- 12、職員面談を行う前に毎回机等の消毒を行います。
- 13、定期的な換気を行う為、例年より室温が低くなる可能性があります。重ね着等の対応にご協力下さい。
- 14、職員はマスクの着用以外にフェイスマスクやシールド等を着用する場合があります。また各机には、飛沫感染防止用のビニールシートやアクリル板が設置されます。その結果会話の聞き取りが難しい場合は、筆談等に対応させて頂きます。
- 15、待合室に大型空気清浄機、加湿器を導入します。
- 16、事務局内レイアウトを変更し入口と出口を分ける予定です。ご不便をお掛けしますがご協力下さい。
- 17、持病や感染等により期限内のご来局が難しい方や不安を感じている方は、状況に応じて郵送やメールでの対応を検討致しますので、お早めにご相談下さい。

- 【事前確認や仮決算書の提出にご協力下さい】
- 18、仮決算書の提出は、密を避け、サポート時間の短縮に繋がります。提出された方は優先案内します。
 - (注) 不動産所得の事前情報提供者の方は、経費項目等も別途ご提供して頂く事で優先案内対象とします。
 - 19、仮決算書の提出のみ利用できるメールアドレスを用意しました。
 - 20、仮決算書の提出が難しい方は、サポート当日の受付時に決算書の下書き提出にご協力下さい。
- 入力開始時に一度ご連絡をさせていただき、入力後に職員面談を開始させて頂いていただきます。
- (1) 申告書の項目等は入力後の職員面談時に確認。
 - (2) 左記の方は受付時に下書きを提出して頂く必要はありません
 - ① 仮決算書提出者
 - ② 65万円控除希望者
 - ③ 前月号配布の下書き用紙、又は試算表のような一覧表に集計されていない方
 - (注) ③に該当する方はサポートの時間が掛かりますので前月号同封の下書き用紙への記載にご協力下さい。また、集計表を作成していない方は、当日に集計表への記載をして頂きます。

2、収用交換等の5,000万円特別控除の適用を受ける方

- ★右記1、の書類
- ★収用証明書、公共事業用資産の買取り等の申出証明書、公共事業用資産の買取り等の証明書（税務署へ提出が必要）



3、事業用資産を譲渡された方

- ★右記1、の書類
- ★令和3年分の青色申告決算書等で事業用資産の未償却残高がわかる書類

4、収用等に伴う代替資産の取得等をされた方

- ★右記1、の書類
- 【代替資産取得済の場合】
収用証明書、代替資産の登記事項証明書等で代替資産を取得したことを証する書類、代替資産の取得価額を明らかにする書類（売買契約書・領収証の写し等）
- 【代替資産取得見込みの場合】…収用証明書、買換(代替)資産の明細書

5、特定の事業用資産の買換え等をされた方

- ★右記1、の書類
- 【買換資産取得済の場合】
買換資産の取得価額を明らかにする契約書・領収証の写し、買換資産の登記事項証明書、買換資産を事業の用に供したことを明らかにする書類（賃貸借契約書等の写しなど）、譲渡資産や買換資産の所在地域を証する市区町村等の証明書
- 【買換資産取得見込みの場合】
譲渡資産の所在地域を証する市区町村等の証明書、買換(代替)資産の明細書

6、居住用財産の買換えをされた方

- ★右記1、の書類
- 【買換資産取得済の場合】
譲渡した土地建物等に係る登記事項証明書（閉鎖登記に係るものを含む）、買換資産の取得価額を明らかにする契約書・領収証の写し、買換資産の登記事項証明書
- 【買換資産取得見込みの場合】
譲渡した土地建物等に係る登記事項証明書（閉鎖登記に係るものを含む）、買換(代替)資産の明細書

税務署
令和 年 月 日提出

名称番号

買換（代替）資産の明細書

住所			
フリガナ			
氏名	電話番号		
交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第34条の2、第37条、第37条の5又は第41条第1項第2号）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。			
1. 特例適用資産			
種類	取得年月日	取得価額	取得場所
譲渡した資産の明細			
取得年月日	取得価額	取得場所	
取得年月日	取得価額	取得場所	
3. 買換資産（取得予定）予定の資産の明細			
取得年月日	取得価額	取得場所	
取得資産の種類	1. 取得年月日 (1) 第37条第1項の表の 第4年（付加価値増加分、取得価額の増加分） 第1年（付加価値増加分、取得価額の増加分） 第2年（付加価値増加分、取得価額の増加分） 2. 譲渡方法 ・買換（買換）の買換（買換）		
取得価額の支払額	円	取得予定年月日	年 月 日
付記事項			
※ 上記記載した買換（買換）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を超過している場合などは、修正申告が必要となります。			
印字欄	名称番号		

買換(代替)資産の明細書

事務局からのお知らせ

【転居や結婚された方など】

①(一社)品川青色申告会の登録情報を変更しますので、お早めにご連絡下さい。

※共済や保険にご加入の方は、変更手続きが行われていない場合、請求時等にお時間を要す場合があります。

※引越し先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属出来ず。最寄りの青色申告会へ異動を希望される方はお申し付け下さい。

※ご結婚等により氏名が変わった方は、税務署へ届出書の提出を推奨しております。なお、氏名変更後に旧姓名義の口座を還付口座に指定する事は出来ません。

②転居の場合は、税務署へ届出書の提出が必要となります。

※所轄税務署が変更された場合、税金の引き落とし口座を改めて提出する必要があります。

③事務局にて各種届出書作成サポートを行っております。

印鑑をお持ち下さい。

【死亡又は出国された方など】

★死亡された方や一年以上出国される方は原則として、一定期間内に『準確定申告』が必要です。詳細はお問い合わせ下さい。

【廃業された方など】

★廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として通常通り確定申告をする必要があります。

そのため、翌年3月まで当会に在籍して頂き、決算・申告サポートをご利用をお勧めしております。

詳細はお問い合わせ下さい。

【退会に関して】

★廃業その他の理由により退会を希望される方は、当会へお申し出下さい。廃業届等を税務署へ提出する必要があります。

★認印をご持参の上、当会へお越し下さい。

★退会日は「退会通知兼連絡受付表」を提出した日となります。郵送提出の場合は消印日となります。

(注)入退会時における会費の請求期間は、その方の状況により異なります。詳細は事務局にお問い合わせ下さい。

【会員の慶弔規定に関して】

★慶弔規定により、祝金(ご本人等のご結婚)・弔慰金(ご本人等の死亡)を会よりお渡しします。

※その事実から3ヶ月以内にご連絡頂く事が条件です。詳細はお問い合わせ下さい。

【土日営業について】

★4月、6月、12月までの第一土曜日(祝祭日を除く)は、通常営業致します。

【次年度受付予約時間について】

★サポート時に次年度の(仮)受付予約時間を頂いております。ご協力下さい。なお、仮の受付予約時間となります。人数調整の結果、ご予約日時が変更される可能性がありますので予めご了承下さい。

【駐車場について】

★車でご来局予定の方は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。また、近隣にある有料駐車場は確定申告期は満車である事が多いので、公共交通機関や自転車等での、ご来局をお勧め致します。

事務局よりおすすめ

確定申告期は、傾向として月曜日と土曜日、祝日の前後、9時と13時が混雑することが予想されます。その曜日又はその時間しか来れないという方もいますので、日付や時間に融通が利く方は混雑が見込まれる曜日や時間を避けたほうが待ち時間等のストレスなくサポートを利用できます。